

(目的)

第一条 この条例は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすことに鑑み、望まない受動喫煙の防止に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び管理権原者の責務を明らかにするとともに、望まない受動喫煙を防止するために取り組むべき事項を定めることにより、相互に連携を図りながら望まない受動喫煙の防止に関する取組を総合的かつ効果的に推進し、もって県民が生涯を通じて健康な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 受動喫煙 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。
- 二 事業者 施設（敷地を含む。以下同じ。）において事業を営む者をいう。
- 三 管理権原者 施設の管理について権原を有する者をいう。
- 四 既存特定飲食提供施設 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。次号において「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設をいう。
- 五 喫煙可能室 改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた改正法第三条の規定による改正後の健康増進法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室をいう。

(基本理念)

第三条 望まない受動喫煙の防止に関する取組は、県、県民、事業者及び管理権原者の適切な役割分担及び相互の連携協力の下に行われなければならない。

- 2 望まない受動喫煙の防止に関する取組は、受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響を未然に防止する観点から、正しい知識と理解に基づき適切に行われなければならない。
- 3 望まない受動喫煙の防止に関する取組は、県民が自らの意思によって望まない受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、県民が健康な生活を送ることができる社会の実現を目指して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(県民の責務)

第五条 県民は、受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響について理解を深め、県が実施する望まない受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者及び管理権原者の責務)

第六条 事業者はその使用する施設において、管理権原者はその管理する施設において、望まな

い受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(施設における望まない受動喫煙の防止のための取組)

第七条 管理権原者は、既存特定飲食提供施設で従業員（二十歳未満の者及び同居の親族を除く。次項において同じ。）が使用されている場合において、当該既存特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置しようとするときは、当該既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部の場所を喫煙可能室としないよう努めなければならない。

2 前項の管理権原者は、喫煙可能室を設置しようとするときは、当該既存特定飲食提供施設の従業員が長時間業務に従事する場所を喫煙可能室としないよう努めなければならない。

(県の施策)

第八条 県は、県民、事業者及び管理権原者（以下「県民等」という。）と連携し、及び協力して、県民等による望まない受動喫煙の防止に関する取組の気運を醸成するとともに、当該取組が推進されるよう環境の整備を図るものとする。

2 県は、望まない受動喫煙の防止に関する取組が、受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識に基づき行われるよう、当該知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第九条 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、同年十月一日から施行する。